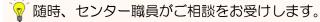
発行:新宿区成年後見センター 成年後見 平成 25 年 12 月 10 日発行 ーだより

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない人の権利を守る制度 です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、法律面や生活面で支援します。 成年後見センターでは、誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用推進に取り組んで います。(※社会福祉協議会が、新宿区から運営を受託しています。)

- どんな制度なのか知りたい。
- 頼れる親族がいないので将来が不安。
- ●後見人になるにはどうすればいいの?
- お金や通帳の管理に不安がある。など

成年後見センターでは、



第3号

他にも、週3日、専門家(月:司法書士、水: 弁護士、金: 社会福祉士) に相談ができます。



講座・交流会等のお知らせ ~

後見人交流会 ~後見人等が知り合うカフェ~

【日時】平成26年2月1日(土) 午前 10 時~12 時 (定員 40 名)

【場所】新宿区社会福祉協議会 会議室A (新宿区高田馬場 1-17-20)

【内容】「障害者の成年後見制度利用」をテー マに、後見人等の活動をしている方と障害 者の親族・支援者とで交流を行います。

【対象】原則、新宿区内で後見人等(成年後 見人・保佐人・補助人・任意後見人・法人 後見)を受任の経験がある方・受任予定の 方(親族・市民・弁護士・司法書士・社会 福祉士等の専門職)

安心!老後の備え 任意後見講座 &出張相談会

【日時】平成26年2月6日(木)

講座 午後 1 時~3 時(定員 40 名)

相談会 ①午後3時15分、②午後4時 15分(相談時間は45分、計2組)

【場所】角筈地域センター 7階 (新宿区西新宿 4-33-7)

【内容】<講座>任意後見制度の基礎知識 から、任意後見契約の契約内容を考える にあたってのエンディングノートの活用 例などを分かりやすく解説します。

<相談会>成年後見制度全般についてご 相談できます(任意後見以外も可)

【対象】区内在住•在勤•在学

参加費無料。先着順。お申し込みは新宿区成年後見センターまで(連絡先は 4 面)。

ご存じですか?

地域福祉権利擁護事業

(日常生活自立支援事業

地域福祉権利擁護事業(以下、地権)は、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、「判断に 迷うこと」「不安に感じること」「疑問に思うこと」などを、一緒に考え・一緒に解決するサービスです。

物忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより、必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方がご利用いただけます。(※東京都社会福祉協議会からの受託事業です。)___

こんなことで困っていませんか?

- 区役所から手紙が送られてきたが、何のことだかよくわからない。
- ▶ 財布や通帳をなくしたり、どこに置いたかわからなくなることがある。
- 電気代、ガス代、家賃などの支払い忘れや、支払ったか不安になることがある。

困りごとをなくすために、以下のサービスをご利用いただけます。

基本 オプション サービス	サービスの種類	サービスの内容	料金
	福祉サービスの 利用援助	利用できる福祉サービスについて一緒に考え、 アドバイスします。また、福祉サービスを利用 するための手続きをお手伝いします。	1 回 1 時間まで 1,000円 (以降 30分ごとに 500 円加算)
	日常的金銭管理サービス	銀行での払い戻しや、公共料金・家賃などの 支払いをお手伝いします。	※通帳等をお預かりする場合は、 1回1時間まで2,500円 (以降30分ごとに500円加算)
	書類等預かり サービス	通帳や印鑑、権利証などの大切な書類をお預 かりします。	1 か月1,000円

☆生活保護世帯の方は利用料の負担はありません(書類等預かりサービスを除く)。また、所得の状況に応じて利用料の免除制度がありますのでご相談ください。

☆上記利用料のほかに、交通費などの実費はご負担していただきます。

利用までの流れ

1 まずはお気軽にお電話ください!



担当者がご自宅にうかがって、困りごとについて一緒に考えます。



お手伝い内容に関する契約を結びます。



4 お手伝いを開始します。





専門員&生活支援員インタビュへ

地権では、「専門員」と「生活支援員(以下、支援員)」がお手伝いをします。

専門員



ご本人の希望や困りごと、悩みごとを お聞きし、支援計画を作ります。



生活支援員

地域住民が生活支援員として、地権の契約後に、支援計画にそって、自宅などを訪問しお手伝いします。

契約後、定期的にお手伝いをするのは生活支援員ですが、専門員も連絡・訪問し、状況や希望を確認します。

今回は、平成 19 年から活動している服部支援員と、石岡専門員にお話を聞きました。



どのような支援をしていますか?

支援員 「1 か月に 1 回~2 回、郵便物の確認 や日常的な支払いのお手伝いなどのため訪問しています。生活費の払戻し、届いた請求書の支払い、区への届け出(年金の現況届など)の返信などのお手伝いをしています。」



専門員と生活支援員は どのように協力していますか?

支援員 「支援内容について、専門員から事前に 連絡をもらい、支援後には報告書を提出していま す。支援の途中で突発的なことが起きた時は、そ の場で専門員に電話し、どうすればよいかを聞い ています。」

専門員 「他にも、普段は届かないような手紙が届いたと利用者さん(地権の契約をしている方)から連絡があったなど、生活に変化があった時は、支援員さんに連絡するようにしています。」



写真左;服部支援員、右:石岡専門員



支援で心がけていることはあり ますか?

支援員 「何でも遠慮なく話してもらうよう心がけているとともに、利用者さんの言葉に共感し、受け止めるようにしています。また、お金を扱っており、支援に不安をもたれるような点があるといけないので、払戻しの確認などは慎重に行っています。」

専門員 「利用者さんの意思に基づくサービスなので、利用者さんの力を生かしながら、その方に応じた対応をするようにしています。そして、支援員さんが訪問中に気付いたことを専門員だけでとめないように、利用者さんに伝える、関係機関に連絡をとるなど、適切な手続きにつなぐことを心がけています。」



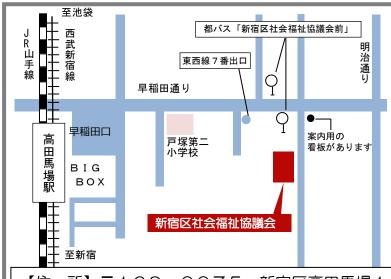
地権についてどう思いますか?

支援員 「うまく考えられている良いシステムだと思います。社会福祉協議会という信頼できる組織が責任をもってやっているので、利用者さんとしても信頼できるサービスではないでしょうか。地域で地域の方の支援をしていることや、専門員と支援員の二つの窓口があるので話したい方に話せることも、利用者さんにとってメリットだと思います。

支援員としても、自分の体力や時間に合わせ た活動ができています。」

地域福祉権利擁護事業に関するよくある質問

- Q. 地権の対象とならないのは、どのような場合ですか?
- A. 本事業の対象となるのは、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などにより、必要な福祉 サービスを**自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方**です。したがって、身体的な理由 のみによって金融機関での払戻しや支払いが難しい方は対象となりません。また、契約を結んでの利 用になりますので、契約内容についてご理解いただくことが必要となります。
- Q. 障害者手帳や認知症の診断がなくても利用できますか?
- A. 手帳や医師による診断の有無は必要ありません。
- ○. 入院・入所中でも利用できますか?
- A. 原則として在宅で生活している方のみを対象としています。
- Q. 日常的金銭管理サービスだけでも利用できますか?
- A. 福祉サービス利用援助が基本サービスです。他のサービスはオプションとなり、オプションのみの利用はできません。地権は、他の福祉サービスと協力しながら、金銭管理も含めた生活全般について考え、ご本人が安心して暮らせるお手伝いをします。
- ①. 地権と成年後見制度、どちらを利用すべきかわかりません。
- A. 地権は社会福祉協議会と利用契約を結ぶため、契約能力がない場合はご利用できません。 契約能力については、成年後見センター職員が、ご本人から直接困りごとを聞く中で「契約締結判定 ガイドライン」という基準を用いて判断します。 財産や生活の状況などの理由から、成年後見制度の利用が適当な場合もあります。まずは気軽に当セ ンターにご相談ください。



新宿区成年後見センターのご案内

◇JR山手線 • 西武新宿線

高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分

◇東京メトロ東西線

高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分

◇都バス

「上69」小滝橋車庫⇔上野公園 または、「飯64」小滝橋⇔九段下 「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分

【住 所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20(新宿区社会福祉協議会内)

[電 話] **03-5273-4522** [FAX] 03-5273-3082

(E-mail) skc@shiniuku-shakyo.ip

[URL] http://www.shiniuku-shakyo.ip